

# 全日本トラック協会ニュース

—平成28年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)—

## 「安全性優良事業所」に9,033事業所を認定

認定事業所数は23,414事業所となり、全事業所の27.8%に

### 認定マーク「Gマーク」



“G”の由来は、  
Good「良い」、Glory「繁栄」の  
頭文字「G」を取ったものです。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会（星野良三会長）は、12月15日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「平成28年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の評価を決定し、申請事業所9,316事業所のうち、平成28年度安全性優良事業所として9,033事業所を認定しました。

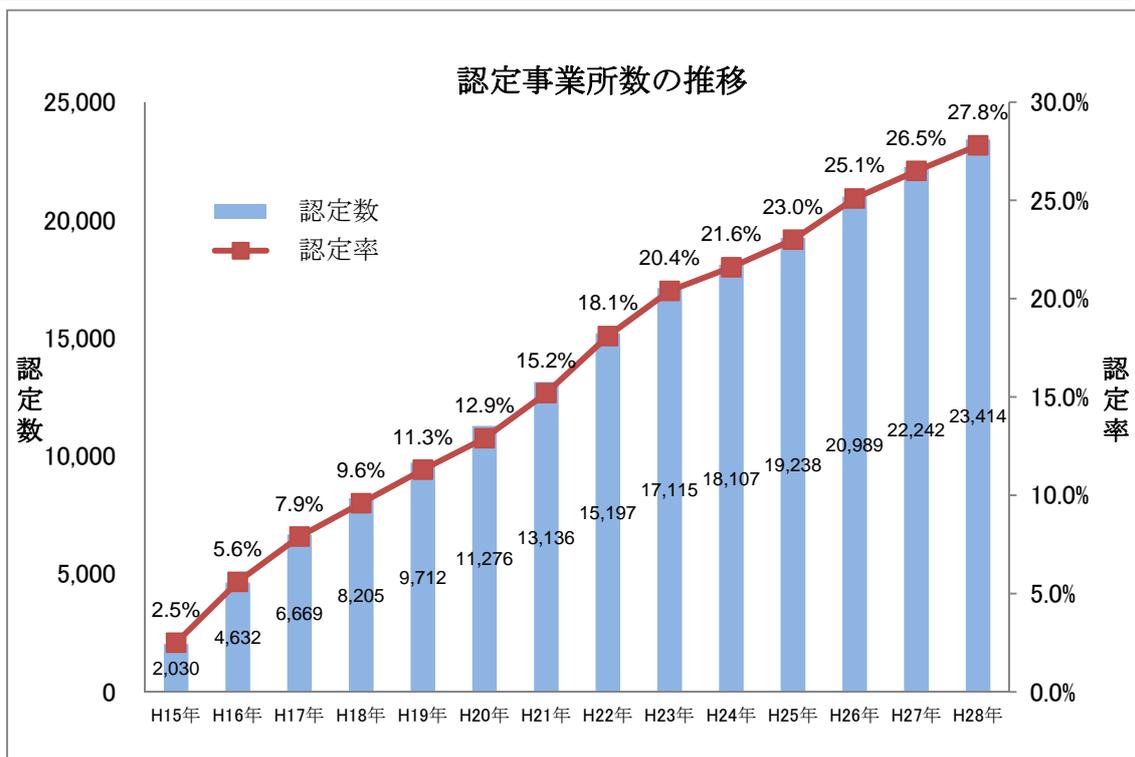
認定事業所の内訳については、新規申請1,761事業所、初回更新2,396事業所、2回目更新2,132事業所、3回目更新1,267事業所、4回目更新1,477事業所の計9,033事業所となります。これにより平成25年度、平成26年度及び平成27年度に認定した14,381事業所（12月15日現在、28年度の更新申請事業所を除く）と合わせて、「安全性優良事業所」は23,414事業所となりました。認定の有効期間は、平成29年1月1日から新規事業所は2年間、初回更新事業所は3年間、2回目、3回目及び4回目更新事業所は4年間となります。

今回の認定により、安全性優良事業所は全国のトラック運送事業所数84,173事業所（平成28年12月時点）の27.8%に相当し、トラック運送事業所の4分の1以上が安全性優良事業所となっています。

今後も引き続き認定事業所の一層の拡大に向けて、認定事業所のインセンティブの拡充、荷主団体等に対する認定事業所の利用促進、巡回指導時等における積極的な普及促進活動等に努めて参ります。

平成 28 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る認定の状況

	申請件数 (A)	取下げ件数 (B)	審査件数 (A-B) = (C)	認定件数 (D)	認定率 (D/C)
新規申請	1,880	19	1,861	1,761	94.6%
初回更新申請	2,428	10	2,418	2,396	99.1%
2回目更新申請	2,195	5	2,190	2,132	97.4%
3回目更新申請	1,298	4	1,294	1,267	97.9%
4回目更新申請	1,515	3	1,512	1,477	97.7%
合計	9,316	41	9,275	9,033	97.4%



【平成 28 年度貨物自動車安全性評価事業のスケジュール】

- ・ 5 月 2 日 (月)～6 月 30 日 (木) 申請書類の頒布
- ・ 7 月 1 日 (金)～7 月 14 日 (木) 申請書類の受付 (地方実施機関にて実施)
- ・ 12 月 15 日 (木) 安全性優良事業所の認定

貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク制度) とは

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する制度であり、平成 15 年 7 月より開始。

認定を受けた事業所は認定証が授与されるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールすることができます。

本件のお問い合わせ先 公益社団法人 全日本トラック協会

適正化事業部 板倉、柳川、布施、廣瀬、相原、大里 ☎ 03-3354-1067 (適正化事業部)

総務部広報室 齋藤、大越

☎ 03-3354-1029 (広報室)

ホームページ <http://www.jta.or.jp>

## 公益社団法人 全日本トラック協会の概要

- 1.所在地 東京都新宿区四谷三丁目2番5号  
☎ 03-3354-1009(代)
- 2.設 立 昭和29年7月(平成24年4月1日公益社団法人へ移行)
- 3.会 長 星野 良三(ほしの よしみ)
- 4.主たる事業
  - ①貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
  - ②貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
  - ③貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
  - ④行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
  - ⑤貨物自動車運送事業法に基づく全国貨物自動車運送適正化事業
  - ⑥貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓発
  - ⑦全国的規模において実施する共同利用施設の整備、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
  - ⑧事業用資材ならびに運営資金のあっ旋
  - ⑨前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
  - ⑩会員相互の連絡協調を図る施策
  - ⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 貨物自動車運送適正化事業実施機関について

トラック運送事業は、国民生活や産業活動のなかで貨物輸送を担う重要な役割を果たしており、公共性の高い事業です。そのため、事業を経営するためには貨物自動車運送事業法に基づいて所定の要件を整えて、国土交通大臣の許可を得なければなりません。

この法律が施行された平成2年12月には、法施行と同時に、トラック運送事業が健全に発展し、公共の福祉を増進するために、トラック運送事業者の法律の遵守等について指導を行う適正化事業を推進する「貨物自動車運送適正化事業実施機関」が創設されました。

### 国土交通大臣が全国適正化事業実施機関に指定

貨物自動車運送事業法第38条により「地方適正化事業実施機関」は都道府県単位で、地方運輸局長公示により各都道府県トラック協会が指定され、また、地方適正化事業を円滑に実施するための組織体制や指導重点項目などを定める「全国適正化事業実施機関」には、同法第43条により国土交通省告示で全日本トラック協会が指定されています。

平成15年4月1日からは、改正貨物自動車運送事業法が施行されましたが、適正化事業実施機関は、関係行政と連携してトラック運送事業の適正化に取り組んでいます。

平成28年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業  
評価結果集計表（都道府県・地区協会別）

H28. 12. 15

No	都道府県名	(A) 申請受理数 ※注1	(B) 取り下げ件数 ※注2	(C) 書類審査件数 (A)-(B) ※注3	(D) 評価中止件数 ※注4	(E) 申請却下件数 ※注5	(F) 評価件数 (C)-(D)+(E)	(G) 認定数	(H) 認定要件 抵触数	認定率 (G)/(C)	
1-1	北海道	216	1	215	0	0	215	201	14	93.5%	
1-2		函館	37	1	36	0	0	36	35	1	97.2%
1-3		室蘭	52	0	52	0	0	52	51	1	98.1%
1-4		旭川	66	1	65	0	0	65	62	3	95.4%
1-5		帯広	44	0	44	0	0	44	43	1	97.7%
1-6		釧路	31	0	31	0	0	31	31	0	100.0%
1-7		北見	28	0	28	0	0	28	28	0	100.0%
	計	474	3	471	0	0	471	451	20	95.8%	
2	東北	89	0	89	0	0	89	88	1	98.9%	
3		青森	120	0	120	0	0	120	117	3	97.5%
4		岩手	214	0	214	0	0	214	207	7	96.7%
5		宮城	83	0	83	0	0	83	83	0	100.0%
6		秋田	88	1	87	0	0	87	86	1	98.9%
7		山形	155	0	155	0	0	155	154	1	99.4%
	計	749	1	748	0	0	748	735	13	98.3%	
8	関東	298	0	298	0	0	298	293	5	98.3%	
9		茨城	170	1	169	0	0	169	159	10	94.1%
10		栃木	203	1	202	0	0	202	196	6	97.0%
11		群馬	543	2	541	0	0	541	533	8	98.5%
12		埼玉	426	1	425	0	0	425	416	9	97.9%
13		千葉	592	3	589	0	0	589	576	13	97.8%
14		東京	448	3	445	0	0	445	439	6	98.7%
15		神奈川	87	0	87	0	0	87	84	3	96.6%
	計	2,767	11	2,756	0	0	2,756	2,696	60	97.8%	
16	北陸信越	263	1	262	0	0	262	259	3	98.9%	
17		新潟	186	0	186	0	0	186	183	3	98.4%
18		長野	106	0	106	0	0	106	103	3	97.2%
19		富山	120	0	120	0	0	120	119	1	99.2%
	計	675	1	674	0	0	674	664	10	98.5%	
20	中部	73	0	73	0	0	73	72	1	98.6%	
21		福井	125	0	125	0	0	125	120	5	96.0%
22		岐阜	359	2	357	0	0	357	332	25	93.0%
23		静岡	572	2	570	0	0	570	556	14	97.5%
24		愛知	147	0	147	0	0	147	144	3	98.0%
	計	1,276	4	1,272	0	0	1,272	1,224	48	96.2%	
25	近畿	130	1	129	0	0	129	121	8	93.8%	
26		滋賀	174	0	174	0	0	174	174	0	100.0%
27		京都	587	8	579	0	0	579	567	12	97.9%
28		大阪	390	1	389	0	0	389	375	14	96.4%
29		兵庫	69	0	69	0	0	69	67	2	97.1%
30		奈良	69	1	68	0	0	68	65	3	95.6%
	計	1,419	11	1,408	0	0	1,408	1,369	39	97.2%	
31	中国	71	0	71	0	0	71	70	1	98.6%	
32		鳥取	74	1	73	0	0	73	73	0	100.0%
33		島根	203	1	202	0	0	202	197	5	97.5%
34		岡山	234	1	233	0	0	233	226	7	97.0%
35		広島	105	0	105	0	0	105	104	1	99.0%
	計	687	3	684	0	0	684	670	14	98.0%	
36	四国	65	0	65	0	0	65	64	1	98.5%	
37		徳島	100	4	96	0	0	96	95	1	99.0%
38		香川	127	1	126	0	0	126	124	2	98.4%
39		愛媛	61	0	61	0	0	61	55	6	90.2%
	計	353	5	348	0	0	348	338	10	97.1%	
40	九州・沖縄	364	0	364	0	0	364	350	14	96.2%	
41		福岡	79	1	78	0	0	78	77	1	98.7%
42		佐賀	74	1	73	0	0	73	68	5	93.2%
43		長崎	91	0	91	0	0	91	89	2	97.8%
44		熊本	85	0	85	0	0	85	82	3	96.5%
45		大分	93	0	93	0	0	93	92	1	98.9%
46		宮崎	107	0	107	0	0	107	105	2	98.1%
47	鹿児島	23	0	23	0	0	23	23	0	100.0%	
	計	916	2	914	0	0	914	886	28	96.9%	
	合計	9,316	41	9,275	0	0	9,275	9,033	242	97.4%	
	前年比	+896	+5	+891	▲1	▲1	+893	+893	+0	+0.3%	

- (注) 1. 申請受理数は、全国実施機関で書類を受理した件数。（申請受理後に他都道府県に移転したものは移転先の都道府県にカウントする）  
2. 取り下げ件数は、評価までに申請者から取り下げの申し出があった件数。  
3. 書類審査件数は、申請受理数から取り下げ件数を除いた書類審査を行った件数。  
4. 評価中止件数は、評価規程第4条第3項の各号を満たさなかったため、評価を中止した件数。  
5. 申請却下件数は、評価規程第9条の2に該当する不正申請等により、申請を却下した件数。

**安全性優良事業所の認定状況**  
(平成28年12月14日現在)

	認定事業所数 (事業者数)
【平成24年度(第10回)安全性優良事業所】 1. 3回目更新 . . . . . 10事業所(※)	10 (4)
【平成25年度(第11回)安全性優良事業所】 1. 初回更新 . . . . . 4事業所(※) 2. 2回目更新 . . . . . 1,401事業所	1,405 (987)
【平成26年度(第12回)安全性優良事業所】 1. 初回更新 . . . . . 1,796事業所 2. 2回目更新 . . . . . 1,732事業所 3. 3回目更新 . . . . . 1,314事業所	4,842 (2,918)
【平成27年度(第13回)安全性優良事業所】 1. 新規 . . . . . 2,143事業所 2. 初回更新 . . . . . 1,587事業所 3. 2回目更新 . . . . . 2,106事業所 4. 3回目更新 . . . . . 1,103事業所 5. 4回目更新 . . . . . 1,185事業所	8,124 (4,499)
【平成28年度(第14回)安全性優良事業所】 1. 新規 . . . . . 1,761事業所 2. 初回更新 . . . . . 2,396事業所 3. 2回目更新 . . . . . 2,132事業所 4. 3回目更新 . . . . . 1,267事業所 5. 4回目更新 . . . . . 1,477事業所	9,033 (4,529)
<b>合 計</b>	<b>23,414 (10,508)</b>

※平成28年熊本地震に係る特例措置により有効期間を1年間延長した事業所

- (1) 認定事業所数23,414は、全事業所数84,173(平成28年12月現在)の27.8%に該当する(前年度比1.3ポイント増)。
- (2) 認定事業者数10,508は、全事業者62,176(平成28年3月末現在)の16.9%に該当する(前年度比0.9ポイント増)。  
※なお、事業者数の合計は、各年度において重複事業者があるため、各年度の合算値と一致しない。
- (3) 認定事業所数23,414の車両台数(605,146台)は、全営業用トラック1,373,776台(平成28年3月末現在)の44.0%に該当する(前年度比2.3ポイント増)。

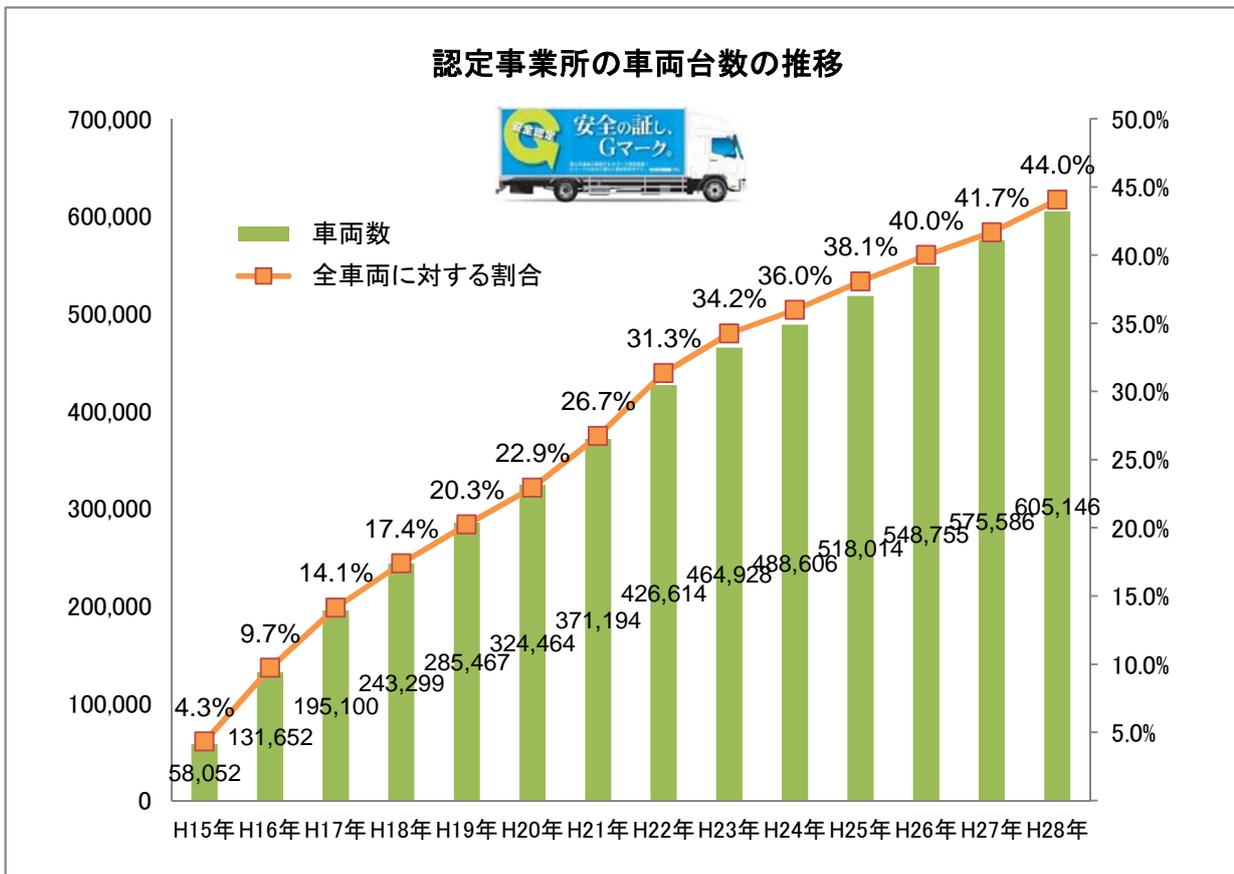
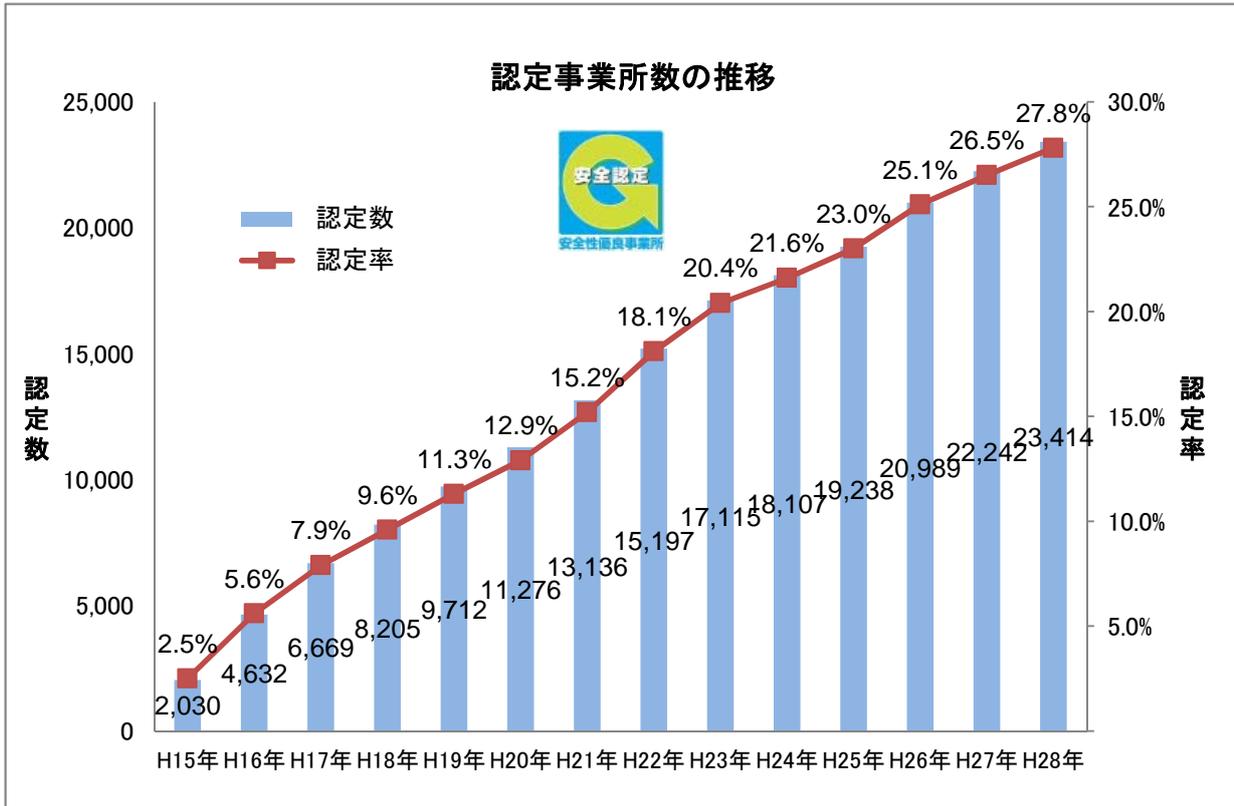
安全性優良事業所 都道府県別認定状況

平成28年12月15日 現在

No	地区名	平成24年度		平成25年度				平成26年度				平成27年度					平成28年度					合計	認定取得率 合計÷事業所数(全体)	(参考)認定取得率 合計÷5年以上事業所数(全体)
		3更※	初更※	2更	(合計)	初更	2更	3更	(合計)	新規	初更	2更	3更	4更	(合計)	新規	初更	2更	3更	4更	(合計)			
1-1	札幌	0	0	32	32	37	31	29	97	41	37	41	24	21	164	29	47	47	44	34	201	494	24.3%	27.2%
1-2	函館	0	0	11	11	8	12	6	26	12	13	8	5	6	44	1	11	12	6	5	35	116		
1-3	室蘭	0	0	7	7	5	7	10	22	11	10	11	8	5	45	4	18	9	9	11	51	125		
1-4	旭川	0	0	7	7	10	10	13	33	10	23	8	7	12	60	9	17	14	7	15	62	162		
1-5	帯広	0	0	10	10	10	7	9	26	9	7	8	3	5	32	9	7	11	10	6	43	111		
1-6	釧路	0	0	9	9	4	2	10	16	3	7	5	3	5	23	7	4	7	5	8	31	79		
1-7	北見	0	0	4	4	4	5	3	12	1	7	5	3	7	23	1	7	5	5	10	28	67		
	計	0	0	80	80	78	74	80	232	87	104	86	53	61	391	60	111	105	86	89	451	1,154	24.3%	27.2%
2	青森	0	0	19	19	16	13	19	48	21	16	19	11	12	79	19	9	29	21	10	88	234	22.7%	25.7%
3	岩手	0	0	21	21	16	26	18	60	28	14	20	15	24	101	23	25	13	31	25	117	299	30.0%	33.7%
4	宮城	0	0	28	28	37	23	33	93	51	26	38	42	28	185	54	66	35	29	23	207	513	27.8%	30.1%
5	秋田	0	0	20	20	19	39	10	68	7	7	19	16	10	59	13	12	17	16	25	83	230	36.6%	41.6%
6	山形	0	0	12	12	15	27	21	63	14	9	11	14	7	55	10	12	20	18	26	86	216	33.7%	37.8%
7	福島	0	0	36	36	46	42	36	124	29	29	31	32	17	138	36	36	32	24	26	154	452	29.9%	33.4%
	計	0	0	136	136	149	170	137	456	150	101	138	130	98	617	155	160	146	139	135	735	1,944	29.2%	32.5%
8	茨城	0	0	24	24	59	44	15	118	89	55	63	22	21	250	88	101	55	20	29	293	685	21.8%	26.7%
9	栃木	0	0	11	11	24	19	11	54	32	20	28	14	10	104	33	63	35	17	11	159	328	19.6%	22.8%
10	群馬	0	0	32	32	44	50	12	106	35	34	46	18	10	143	29	76	44	29	18	196	477	29.1%	34.1%
11	埼玉	0	0	75	75	106	96	44	246	162	98	135	47	29	471	124	153	120	81	55	533	1,325	25.7%	28.9%
12	千葉	0	0	61	61	114	74	50	238	108	75	122	40	36	381	92	125	108	48	43	416	1,096	28.2%	32.4%
13	東京	0	0	84	84	84	77	63	224	157	106	105	52	91	511	87	207	138	67	77	576	1,395	23.1%	28.3%
14	神奈川	0	0	44	44	93	52	60	205	166	68	91	56	45	426	101	131	115	46	46	439	1,114	26.0%	29.4%
15	山梨	0	0	15	15	19	17	18	54	18	13	10	14	6	61	26	13	23	12	10	84	214	34.7%	44.9%
	計	0	0	346	346	543	429	273	1,245	767	469	600	263	248	2,347	580	869	638	320	289	2,696	6,634	25.1%	29.4%
16	新潟	0	0	31	31	22	43	36	101	37	26	42	49	46	200	48	82	38	44	47	259	591	43.5%	48.1%
17	長野	0	0	35	35	25	40	50	115	26	21	23	25	18	113	25	26	44	32	56	183	446	38.4%	42.3%
18	富山	0	0	19	19	28	28	24	80	18	28	27	19	19	111	16	30	21	18	18	103	313	36.4%	42.1%
19	石川	0	0	21	21	15	23	21	59	20	15	28	15	16	94	26	38	20	19	16	119	293	30.3%	36.6%
	計	0	0	106	106	90	134	131	355	101	90	120	108	99	518	115	176	123	113	137	664	1,643	37.8%	42.9%
20	福井	0	0	14	14	22	9	12	43	14	21	13	8	13	69	10	18	16	8	20	72	198	31.2%	37.8%
21	岐阜	0	0	20	20	28	59	17	104	41	23	36	21	9	130	25	26	43	14	12	120	374	27.4%	30.6%
22	静岡	0	0	59	59	53	64	71	188	54	47	90	49	59	299	70	92	75	58	37	332	878	33.3%	36.6%
23	愛知	0	0	93	93	138	114	84	336	140	109	168	78	103	598	129	108	109	88	122	556	1,583	35.2%	37.7%
24	三重	0	0	24	24	32	37	21	90	84	33	31	13	17	178	36	27	48	21	12	144	436	29.2%	32.2%
	計	0	0	210	210	273	283	205	761	333	233	338	169	201	1,274	270	271	291	189	203	1,224	3,469	32.7%	35.8%
25	滋賀	0	0	13	13	33	13	13	59	32	51	18	8	10	119	26	45	26	10	14	121	312	34.2%	36.7%
26	京都	0	0	17	17	22	36	26	84	49	25	47	18	19	158	33	35	43	24	39	174	433	30.1%	31.9%
27	大阪	0	0	88	88	123	117	76	316	145	122	157	44	95	563	116	155	132	70	94	567	1,534	27.3%	28.6%
28	兵庫	0	0	57	57	65	75	50	190	85	47	77	28	33	270	51	134	85	39	66	375	892	27.1%	29.3%
29	奈良	0	0	9	9	16	9	10	35	7	9	24	6	2	48	3	16	12	6	30	67	159	20.6%	23.3%
30	和歌山	0	0	5	5	27	3	15	45	6	8	22	8	10	54	11	14	29	6	5	65	169	23.3%	26.0%
	計	0	0	189	189	286	253	190	729	324	262	345	112	169	1,212	240	399	327	155	248	1,369	3,499	27.4%	29.3%
31	鳥取	0	0	27	27	6	17	9	32	5	8	10	0	10	33	7	6	10	34	13	70	162	36.8%	43.8%
32	島根	0	0	10	10	9	20	7	36	12	12	16	2	16	58	15	13	21	10	14	73	177	32.1%	44.9%
33	岡山	0	0	27	27	43	38	37	118	26	23	48	28	28	153	38	53	42	22	42	197	495	29.1%	33.9%
34	広島	0	0	38	38	41	53	30	124	48	39	68	27	42	224	35	50	60	30	51	226	612	28.8%	36.1%
35	山口	0	0	21	21	19	20	32	71	15	17	36	17	36	121	13	21	34	14	22	104	317	31.3%	39.5%
	計	0	0	123	123	118	148	115	381	106	99	178	74	132	589	108	143	167	110	142	670	1,763	30.2%	37.4%
36	徳島	0	0	13	13	14	18	7	39	9	7	12	18	5	51	10	11	22	11	10	64	167	32.2%	38.0%
37	香川	0	0	13	13	17	27	9	53	24	16	26	8	4	78	16	29	21	12	17	95	239	29.0%	33.0%
38	愛媛	0	0	17	17	25	19	17	61	25	25	29	11	2	92	24	43	25	15	17	124	294	24.7%	34.2%
39	高知	0	0	9	9	5	15	9	29	7	5	12	5	5	34	13	8	19	11	4	55	127	21.8%	28.7%
	計	0	0	52	52	61	79	42	182	65	53	79	42	16	255	63	91	87	49	48	338	827	26.5%	33.6%
40	福岡	0	0	67	67	92	84	51	227	80	69	108	58	63	378	54	68	132	40	56	350	1,022	31.4%	34.9%
41	佐賀	0	0	15	15	14	19	26	59	19	14	23	19	13	88	15	26	13	13	10	77	239	35.0%	38.9%
42	長崎	0	0	9	9	12	7	5	24	18	14	8	8	2	50	15	13	21	9	10	68	151	20.5%	26.8%
43	熊本	10	4	23	27	23	11	15	49	2														

# 認定事業所数及び認定事業所の車両台数の推移

平成28年12月15日現在



## 平成28年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の実施状況について

### I. 事業内容

#### 1. 申請書類の頒布期間

平成28年5月2日（月）～6月30日（木）（土・日・祝日を除く）  
 ※Web申請書作成システムを利用する場合、平成28年4月18日（月）  
 ～同7月14日（木）

#### 2. 申請受付期間

平成28年7月1日（金）～7月14日（木）（土・日を除く）

#### 3. 評価対象

評価を希望する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所（営業所）単位とする。

#### 4. 申請資格

申請資格は、申請基準日（平成28年7月1日現在）で以下の事項の全てを満たす事業所とする。

- ①事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること。
- ②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
- ③A. 虚偽の申請、その他不正な手段等（以下、「不正申請等」という。）により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。  
 B. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。
- ④認定証、認定マーク及び認定ステッカー等（以下、「認定証等」という。）の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

#### 5. 申請方法

事業所が所在する都道府県の地方実施機関（都道府県トラック協会）の受付窓口に提出する。

#### 6. 評価項目

下記の3評価項目について、評価基準に基づき点数化する。

- ①安全性に対する法令の遵守状況（配点40点）  
 地方実施機関による巡回指導の結果及び運輸安全マネジメントに対する取組状況の実績を用いる。
- ②事故や違反の状況（配点40点）  
 国土交通省から提供される事故及び行政処分の実績を用いる。
- ③安全性に対する取組の積極性（配点20点）  
 申請事業所の上記内容の実績を用いる。

## 7. 評価結果の通知

評価結果を各申請事業所に対して、平成28年12月中旬に通知する。

## 8. 安全性優良事業所の認定

下記の認定要件を全て満たす事業所を「安全性優良事業所」に認定する。

- ①評価項目（100点満点）の評価点数の合計点が80点以上であること。
- ②各評価項目において下記の基準点数を満たしていること。
  - I 安全性に対する法令の遵守状況・・・32点（40点満点）
  - II 事故や違反の状況・・・・・・・・・・21点（40点満点）
  - III 安全性に対する取組の積極性・・・・・・・・12点（20点満点）
- ③法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。
- ④社会保険等への加入が適正になされていること。

## 9. 安全性優良事業所の有効期間

「安全性優良事業所」の認定の有効期間は、下記のとおりとする。

- ①新規申請事業所  
平成29年1月1日～平成30年12月31日・2年間
- ②初回更新事業所（平成26年度認定）  
平成29年1月1日～平成31年12月31日・3年間
- ③2回目更新事業所（平成25年度認定）  
平成29年1月1日～平成32年12月31日・4年間
- ④3回目更新事業所（平成24年度認定）  
平成29年1月1日～平成32年12月31日・4年間
- ⑤4回目更新事業所（平成24年度認定）  
平成29年1月1日～平成32年12月31日・4年間

## 10. 認定証等の授与等

- (1) 「安全性優良事業所」には、認定証を授与し、「安全性優良事業所」の認定マーク及び認定ステッカー並びに認定ワッペンについて、一般貨物自動車運送事業に係る車両貼付等への使用に関し、認定の有効期間に限り許可する。
- (2) 安全性優良事業所に対して、「Gマーク」ステッカーの確実な車両貼付を期すとともに、「Gマーク」ステッカー貼付車両が他事業所の模範となるよう、更に安全運行の徹底を要請する。

## 11. 安全性優良事業所の公表

「安全性優良事業所」に認定した事業所は、全日本トラック協会ホームページで事業所名、住所、電話番号を公表する。

また、認定事業所からの希望により、主な輸送品目の掲載及びホームページへのリンクを行う。

## 12. 申請料

- (1) Web申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料
- (2) 複写式申請書による申請：申請書実費1,000円（税込）

## 13. 平成28年熊本地震の被災事業所に係る特例措置

申請受付期間の延期（9月1日～9月14日）、更新対象のうち評価を受けることが困難な事業所に対する有効期間の伸長（1年間）等の措置を講じた。

## 安全性優良事業所（Gマーク事業所）認定マークの変更について

安全性優良事業所（Gマーク事業所）の認定マークについては、下記の通り、平成29年より新たなデザインに変更されます。

<従来のGマーク>



<新たなGマーク>



平成29年より  
デザインを変更

※ “G” の由来は、Good「良い」、Glory「繁栄」の頭文字「G」を取ったものです。

### 1. デザインの特徴

従来のデザインに比べ、“有効期限”を簡潔にまとめて拡大表示し、周囲に分かりやすく標示しております。

### 2. 採用時期

上記デザインによるステッカーは、平成28年度認定事業所分から採用します。

従来のステッカー（平成25年度、平成26年度、平成27年度認定事業所分）は、現在の有効期間内であれば、引き続き、使用できます。

以上